

平成 29 年第 1 回ニセコ町議会定例会 第 4 号

平成 29 年 3 月 16 日(木曜日)

○議事日程

1 会議録署名議員の指名

2 諸般の報告

3 議案第 6 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

4 議案第 7 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

5 議案第 8 号

非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

6 議案第 9 号 町税条例の一部を改正する条例

7 議案第 10 号

ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例

8 議案第 11 号

ニセコ町水道審議会設置条例

9 議案第 14 号

平成 29 年度ニセコ町一般会計予算(予算特別委員会報告)

10 議案第 15 号

平成 29 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算(予算特別委員会報告)

11 議案第 16 号

平成 29 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算(予算特別委員会報告)

12 議案第 17 号

平成 29 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算(予算特別委員会報告)

13 議案第 18 号

平成 29 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算(予算特別委員会報告)

14 議案第 19 号 平成 29 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算(予算特別委員会報告)

15 発議第 1 号

「共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)」法案の国会提出に反対する意見書案

(ニセコ町議会議員 三谷典久)

16 意見案第 1 号

北海道横断自動車道(黒松内・小樽間)の効率的・効果的な整備促進を求める意見書

(ニセコ町議会議員 青羽雄士 外 4 人)

17 議員派遣の件について

18 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

19 閉会中の所管事務調査の申し出について(総務・産業建設常任委員会)

○出席議員(10 名)

1 番 木下 裕三

2 番 浜本 和彦

3 番 青羽 雄士

4 番 齊藤うめ子

5 番 竹内 正貴

6 番 三谷 典久

7 番 篠原 正男

8 番 新井 正治

9 番 猪狩 一郎

10 番 高橋 守

○出席説明員

町長

片山 健也

副町長

林 知己

会計管理者

千葉 敬貴

総務課長

阿部 信幸

総務課参事

佐藤 寛樹

企画環境課長

山本 契太

自治創生室長

金井 信宏

税務課長

芳賀 善範

|                |        |       |
|----------------|--------|-------|
| 町民生活課長         | 横山 俊幸  |       |
| 保険福祉課長         | 折内 光洋  |       |
| 農政課長・農業委員会事務局長 |        | 福村 一広 |
| 国営農地再編推進室長     | 藤田 明彦  |       |
| 商工観光課長         | 前原 功治  |       |
| 建設課長           | 黒瀧 敏雄  |       |
| 上下水道課長         | 石山 康行  |       |
| 総務係長           | 佐藤 英征  |       |
| 財政係長           | 川埜 満寿夫 |       |
| 教育長            | 菊地 博   |       |
| 学校教育課長         | 加藤 紀孝  |       |
| 町民学習課長         | 高瀬 達矢  |       |
| 学校給食センター長      |        | 高田 生二 |
| 幼児センター長        | 酒井 葉子  |       |
| 農業委員会会長        | 荒木 隆志  |       |

○出席事務局職員

事務局長 佐竹 祐子  
書記 中野 秀美

◎開議の宣告

○議長(高橋 守君) ただいまの出席議員は 10 名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定において、議長において6番、三谷典久君、7番、篠原正男君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長(高橋 守君) 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、佐藤寛樹君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、金井信宏君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐藤英征君、財政係長、川埜満寿夫君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、高瀬達矢君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第6号

○議長(高橋 守君) 日程第3、議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第7号

○議長(高橋 守君) 日程第4、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第8号

○議長(高橋 守君) 日程第5、議案第8号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 非常勤特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第9号

○議長(高橋 守君) 日程第6、議案第9号 町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号 町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第10号

○議長(高橋 守君) 日程第7、議案第10号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第11号

○議長(高橋 守君) 日程第8、議案第11号 ニセコ町水道審議会設置条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号 ニセコ町水道審議会設置条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第14号から日程第14 議案第19号

○議長(高橋 守君) この際、日程第9、議案第14号 平成29年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第14、議案第19号 平成29年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの件6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

三谷予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長(三谷典久君) それでは、予算特別委員会の審査結果を報告します。

本定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第 14 号 平成 29 年度二セコ町一般会計予算から議案第 19 号 平成 29 年度二セコ町農業集落排水事業特別会計予算までの6件については、3月 13 日及び 14 日の両日、町長を初め説明員の出席を求め、慎重に審査した結果、別紙審査報告書のとおり原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告します。

○議長(高橋 守君) 報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されたので、省略します。また、討論についても同様につき省略します。

これより議案第 14 号 平成 29 年度二セコ町一般会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 15 号 平成 29 年度二セコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 16 号 平成 29 年度二セコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 17 号 平成 29 年度二セコ町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 18 号 平成 29 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 19 号 平成 29 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第1号から日程第16 意見案第1号

○議長(高橋 守君) 日程第 15、発議第 1 号「共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)法案」の国会提出に反対する意見書の件及び日程第 16、意見案第 1 号 北海道横断自動車道(黒松内・小樽間)の効率的・効果的な整備促進を求める意見書の件2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

三谷典久君。

○6番(三谷典久君) それでは、提案理由の説明をします。

お手元の資料としてこういうのがあるのですが、もしお手元にありますらそれをごらんいただきたいと思います。その中で北海道新聞の社説、これがまとまっていますので、それを用いながら説明したいと思います。このテロ等組織犯罪準備罪の問題点がここにコンパクトにまとめられていると思います。この社説において、初めの部分で共謀罪の構成要件を変更して、テロ等準備罪を新設する政府の組織犯罪処罰法改善案について与党が本案審査に入ったとあります。これは、もともと組織犯罪処罰法というのがあって、そこに共謀罪を新設しようという、そういうことが試みられたのですけれども、過去3回これは廃案になっています。そこで、この共謀罪というのが何人かが集まって共謀したらその罪に問われると、そういうものでした。そこで、今回政府はどうしたかという、この共謀罪という名称をテロ等準備罪と変更しました。そして、犯罪の構成要件とされる部分に新たに2つの要件を加えたということです。その一つが組織的犯罪集団を対象とする、それからもう一つは準備行為を必要とする、この2つを

新たに付け加えたわけですが、この社説の上段の真ん中の棒線引いてあるところをごらんいただきたいのですが、個人の内心が処罰対象になるという危険性は何ら解消されていない。つまりそういう限定をしたのですが、それらが限定になっていないということです。そして、政府は該当する犯罪の数を676から277に絞り込んだのですが、その277の犯罪の中でテロの実行と分類される犯罪は110、半数に満たないわけですが、一方で、背任や収賄など生命に危害を加えることが目的ではない犯罪が少なからず含まれています。さらに、驚くべきことに法案自体にはテロの文言は全くありません。これまで政府は東京オリンピックのテロ対策を掲げ、世論の支持を得ようとしてきたのですが、それは隠れみなのであり、真の狙いは捜査当局が犯罪とみなし摘発できる範囲を拡大することにあるのではないかとこの社説においても指摘されているわけですが。

2段目の最後のほうに、当時まで政府は国連で採択された国際組織犯罪防止条約締結のための国内法整備には共謀罪新設が不可欠と説明していました。しかし、今国会では新たな法案は共謀罪とは全く別のものと強調しています。犯罪の絞り込みも以前はできないと説明していたわけですが。今回のやっていることは過去の行動と整合性がない、この辺が非常に問題であるということです。

3段目の真ん中あたりにあるのですが、摘発が一般市民に向けられる可能性も排除されていません。組織的犯罪集団について、政府は正当な活動を行っていた団体でも目的が一変したと認められる場合は対象になると言っています。原発や米軍基地建設に反対する団体の構成員が座り込みの攻撃行動を計画し、準備に入っただけで組織的威力業務妨害を企てたとして逮捕されてしまう、こんなケースが絵そらごとではないということではないか、法案は問題が多過ぎるとこの社説は結んでいます。

このようにこのいわゆる共謀罪、テロ等組織犯罪準備罪というのには非常に問題があるということです。この意見書は、国に対して我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こす可能性があります。国民の強い批判の中で廃案となってきた経緯からこうした共謀罪の立法を行わないよう強く要望するものであります。

○議長(高橋 守君) 次に、青羽雄士君。

○3番(青羽雄士君) それでは、私のほうから意見案第1号を述べさせていただきます。

北海道横断自動車道(黒松内・小樽間)の効率的・効果的な整備促進を求める意見書につきまして、羊蹄山麓町村議会正副議長会の要請に基づき、趣旨に賛同する私青羽が提出者となり、竹内議員、浜本議員、篠原議員、猪狩議員が賛成者となって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣等に対して地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。これまで後志管内市町村で組織する北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会として北海道や他の期成会と連携しながら北海道横断自動車道黒松内・小樽間の効率的、効果的な整備促進の要望を

続けてきました。ようやく平成 28 年度俱知安、余市道路の俱知安、共和間が新規事業化されました。今後も期成会の要望は続きますが、ニセコ町議会としてもさらなる事業の進展を求めるため、意見書を提出するものです。

趣旨は、1、事業着手としている余市、小樽間の早期開通と小樽ジャンクションのフルジャンクション化での整備など当初計画どおりの整備実現。

2、俱知安、共和間、俱知安から共和までの早期着工。

3、黒松内、俱知安間の調査促進。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより発議第1号「共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)」法案の国会提出に反対する意見書案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

浜本議員。

○2番(浜本和彦君) 共謀罪法案の国会提出に反対する意見書の提出に反対の立場で意見を述べます。

今国会でテロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案が与党内で検討されていると各種報道が行われています。こうして報道されることによりその内容が徐々に明らかになるとともに、法案の不確実な点の修正も協議されていると伝えられています。政府は、この法案の提出理由として2020年の東京オリンピックの開催に向けてテロ防止の国際条約の批准に向けこうした法律の整備が必要であるとしています。海外の皆さんに安心、安全な国として認識していただき、多くの方に日本に来ていただく要件の一つとして備えるべき法律の改正と考えられることから、共謀罪法案の国会提出に反対する意見書の提出に反対いたします。

○議長(高橋 守君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○4番(齊藤うめ子君) 共謀罪、テロ等組織犯罪準備罪法案の国会提出に反対する意見書案に対して賛成する立場から討論を行いたいと思います。

今政府が提出しようとしているこの共謀罪法案は、1942年12月、札幌地方裁判所で軍機保護法違反の罪で有罪判決を受け、投獄され、犠牲となった宮澤弘幸さんの宮澤、レーンスパイ冤罪事件を思い起こさせます。かつて北大生だった宮澤弘幸さんは1941年12月8日、太平洋戦争の開戦をラジオで知り、同大学のアメリカ人英語教師であるハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻宅に駆けつけ、アメリカとの開戦のことを伝え、その際に既に存在が明らかになっていた根室第一飛行場のことを話したかどで逮捕され、またレーン夫妻がこの伝聞を駐日アメリカ大使館に伝えたとかどで特高警察に敵国のスパイとして逮捕された事件です。この事件は、今成立されようとしている共謀罪が個人の内心が処罰対象になるという危険性をはらんでおり、捜査当局が犯罪とみなし摘発できる範囲を拡大することで第2、第3の宮澤、レーン冤罪事件を引き起こす可能性がさらに高くなることを深く懸念しています。関係ない一般市民に向けられる危険なものである可能性があることを払拭できません。2017年の今、特定秘密保護法ができ、政府はさらに共謀罪をつくって、市民への監視を強めようとしています。1人の何ら罪のない国民がスパイ容疑をかけられ、人々の間に疑心をもたらし、きずなを破壊し、多くの人々の人生を変えてしまうことがこの宮澤さんの事件が物語っています。世界中でテロによる犯罪行為が行われていることは事実であり、テロ対策は必要です。しかし、既にそのための条約締結も行われており、法律も存在しています。テロ対策を口実とする共謀罪の法案によって普通の人が犯罪とは無関係に行う行為まで監視され、処罰の対象になる可能性があります。憲法第19条には「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とあります。また、憲法21条には集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現の自由はこれを保障する、検閲はこれをしてはならない、通信の秘密はこれを侵してはならないとあります。よって、この共謀罪法案の国会提出に反対し、共謀罪法案の国会提出に反対する意見書案に賛成する討論といたします。

以上です。

○議長(高橋 守君) 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

三谷議員。

○6番(三谷典久君) 共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)法案の国会提出に反対する意見書案の採択を求める立場で討論に参加します。

この意見書を提出した動機は、現在の社会に対する私の強い危機感にあります。今の社会は、持つ者と持たざる者との格差が広がり、弱者が犠牲にされ、強い者、大きな者が優遇される弱肉強食の社会

と言えます。このような社会をつくり上げた要因の一つに政治における異常があります。総理大臣初め、閣僚のうそとごまかしの国会答弁では民主主義の基本にある議論そのものが成立していないと感じます。最低限の倫理観の欠如がうそとごまかしを生み出します。同時にマスメディアは真実を伝えず、批判精神の欠落したメディアが伝えるニュースを多くの人たちはうのみにしているのもまた日本の現実であると私は考えます。私は、極めて異常で異様な社会に住んでいると思っています。今こそ私たちは物事の本質を見抜く目を持たなければなりません。社会の仕組みの間違ひを見抜き、政治家の言葉のうそを見破らなければなりません。この共謀罪法案には数多くのうそとごまかしがあります。共謀罪法案は、過去に3度国会に提出されて、廃案になっています。今回は、テロ等組織犯罪準備罪と名称を変更し、処罰対象を限定する2つの条件を新設しました。1つは対象を組織的犯罪集団に限定する、もう一つが合意だけでなく準備行為を必要とするというものです。これによって一般人が対象にならず、共謀罪とは違うと説明しています。ここには大きな間違ひがあります。それは、組織的犯罪集団とは何を指すのか明確な定義がなく、対象を限定できません。組織的犯罪集団の例としてテロ組織、暴力団、麻薬密売組織を挙げていますが、それ以外のものも含まれる場合があるとされ、さらにテロ組織の定義もなく、限定したことにはなりません。さらに、市民団体などの一般の団体が犯罪集団に一変したと判断されれば、処罰の対象とされる危険性があることが明らかになっています。捜査当局の恣意的判断のおそれや捜査そのものが違法に行われるおそれ、それによる冤罪を生む可能性が広がります。私が一番恐れているのは、警察当局が市民を常に監視し続ける社会をつくることになりはしないかということです。準備行為についても極めて無限定なものであり、また犯罪の計画にかかわった者のいずれかが準備行為を行えば、準備行為を行っていない者も処罰の対象となることが明記されています。これは、計画の段階であり、内心を罰するということで憲法違反の共謀罪の本質をあらわすものです。

東京オリンピック開催のために共謀罪が必要だと思う人は多いと思います。安倍首相が2020年の東京オリンピックでのテロ対策として国際組織犯罪防止条約を締結するために共謀罪が必要だと繰り返したからです。しかし、この国際組織犯罪防止条約は、マフィアや暴力団によるマネーロンダリングなどの経済的な犯罪を取り締まるためのものであり、テロ対策の条約であるかのような説明は誤りです。この条約の中にはテロやテロリストという言葉さえありません。また、共謀罪がなければ条約を締結できないわけではありません。同条約第34条には共謀罪をつくらなくても自国の国内法の原則に従い、組織犯罪集団に有効な措置をとればよいとされているからです。政府は、該当する犯罪の数を676から範囲が広過ぎるとの批判を受け、277に絞り込みました。しかし、それでもなお277の犯罪のうちテロの実行に分類される犯罪は110と半数に満たず、一方で背任や収賄などの生命に危害を加えること

が目的ではない犯罪が少なからず含まれています。法案自体にテロの文言は全くありません。3月2日になってテロの言葉を盛り込む検討に入ったとの報道がありました。この経緯を見てもテロ等準備罪の看板が偽りであり、テロ対策は口実であることが明らかではないでしょうか。しかし、一方で日本はテロに無防備で、共謀罪は必要ではないかと考える人もいると思います。これに関しては、日本はテロ対策の国際条約を全て批准し、国内法も整備されています。爆弾テロ防止条約、テロ資金供与防止条約など13の条約全てを締結し、国内法の整備は全て終わっています。共同通信社の共謀罪に関する全国電話世論調査では、1月の調査において賛成42.6%、反対40.7%が3月11、12日に実施された調査では賛成33%、反対45.5%となり、賛否が逆転しています。これは、テロ等組織犯罪準備罪法案の危険性を多くの国民が理解し始めたものと考えます。この法案の危険性はどのような政治的立場に立つ人であっても警戒しなければならない重要な問題だと私は考えます。この意見書に反対することは、この法案を認めることであり、それはみずからの首を絞めることです。どうかこの法案の危険性を改めて考えていただき、ご判断をいただくようお願い申し上げます、討論を終了します。

○議長(高橋 守君) 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議案第1号「共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)」法案の国会提出に反対する意見書の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数です。

よって、本案は否決されました。

これより意見案第1号 北海道横断自動車道(黒松内・小樽間)の効率的・効果的な整備促進を求める意見書の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第1号 北海道横断自動車道(黒松内・小樽間)の効率的・効果的な整備促進を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議員派遣の件について

○議長(高橋 守君) 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

#### ◎日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第18、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第72条第2項の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第19 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第19、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第72条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 守君) 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて平成29年第1回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 三 谷 典 久 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)